

第 171 回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：平成 26 年 3 月 24 日（月）

午後 1 時 30 分

場 所：県庁行政庁舎 9 階 第一会議室

次 第

1 開 会

2 報 告

第 170 回宮城県都市計画審議会議案の処理について

3 議案審議（3 件）

議案第 2304 号 仙塩広域都市計画区域区分の変更について

議案第 2305 号 仙塩広域都市計画道路の変更について

議案第 2306 号 特殊建築物の敷地の位置について

4 閉 会

第 171 回宮城県都市計画審議会出席委員

○ 委 員

伊 藤 惠 子	株式会社はなやか代表取締役
牛 尾 陽 子	公益財団法人東北活性化研究センターフェロー
大 山 弘 子	日本ビオトープ管理士会理事
小野田 泰 明	東北大学大学院工学研究科教授
佐 藤 政 典	公益社団法人宮城県建設センター理事長
高 橋 克 子	宮城県医師会常任理事
森 杉 壽 芳	日本大学総合科学研究所教授
佐々木 康 雄	農林水産省東北農政局長（代理）
長谷川 伸 一	国土交通省東北運輸局長（代理）
小 池 剛	国土交通省東北地方整備局長（代理）
横 内 泉	宮城県警察本部長（代理）
奥 山 恵美子	宮城県市長会会長（代理）
鈴 木 勝 雄	宮城県町村会会長
内 海 太	宮城県議会議員
川 嶋 保 美	宮城県議会議員
佐々木 征 治	宮城県議会議員
西 澤 啓 文	宮城県市議会議長会会長
下 山 孝 雄	宮城県町村議会議長会会長

（以上 18 名，敬称略）

平成 26 年 3 月 24 日（月）午後 1 時 30 分 開会

1 開 会

○事務局（槇総括） ただいまから第 171 回宮城県都市計画審議会を開催いたします。

（1）会議の成立

○事務局（槇総括） 議事に入ります前に、本日の会議の定足数でございますが、現時点におきまして、代理出席の方を含め、17 名の委員の御出席をいただいております。定足数の 10 名を超えておりますので、都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定によりまして、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

内海委員におかれましては、所用により若干遅れる旨の御連絡をいただいております。

なお、代理出席の方のお名前につきましては、お配りしております座席図に記載しておりますので、御参照願います。

（2）傍聴人への注意等

○事務局（槇総括） 傍聴される方をお願いいたします。会議の傍聴にあたりましては、お手元に注意事項をお配りしておりますので、遵守していただきますようお願い申し上げます。

（3）マイクの説明

○事務局（槇総括） また、委員の皆様におかれましては、御発言の際は、マイクをお渡しいたしますので、挙手をいただきますようお願い申し上げます。

（4）議長に進行引き継ぎ

○事務局（槇総括） それでは審議をお願いいたしますが、会議の議長は、条例第 5 条第 1 項の規定によりまして、会長が行うこととなっておりますので、森杉会長、よろしくをお願いいたします。

（5）議事録署名人の指名

○森杉議長 それでは、ただいまから会議を開きます。最初に、いつものとおりですが、本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。伊藤恵子委員と、佐々木征治委員をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

2 前回議案の処理報告

○森杉議長 それでは次は、第 170 回の審議における議案の処理状況について、御報告をお願いいたします。

○事務局（櫻井都市計画課長） はい、それでは、前回の議案の処理状況につきまして御報告いたします。お手元のですね、議案書の3ページを御覧いただきたいと思います。

前回、第170回の審議会におきまして、議案第2299号「石巻広域都市計画道路の変更」ほか4件につきまして御審議いただきました。処理結果の欄に記載のとおり、審議結果に基づきまして、所定の手続を全て完了しておりますことを御報告いたします。以上であります。

○森杉議長 御質問ございませんか。

[「なし」と発言する者多数あり]

○森杉議長 よろしゅうございますか。それでは、以上で前回、170回の審議会における議案の処理報告を終わります。

3 議案審議

議案第2304号 仙塩広域都市計画区域区分の変更について

○森杉議長 次に、議案審議に入ります。

本日の審議件数は、議案第2304号から議案第2306号までの3件となっております。円滑な議事運営を努めて参りたいと思います。

それでは、議案第2304号「仙塩広域都市計画区域区分の変更について」を議題といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

(13:38 内海委員が到着)

○事務局（櫻井都市計画課長） それでは、議案第2304号「仙塩広域都市計画区域区分の変更について」を御説明申し上げます。

お手元の議案書の、5ページを御覧いただきたいと思います。

いわゆる区域区分と申しますのは、無秩序な市街化を防止しまして、計画的な市街化を図るために、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域、これを市街化区域と呼びますが、この市街化区域と、市街化を抑制すべき区域、これを市街化調整区域と呼んでおりますが、この二つを定めるものでありまして、都市計画区域を二つに区分する意味から区域区分と呼ばれているものでございます。

今回の議案であります、1に記載のとおり、市街化調整区域から市街化区域に変更するものであります。

仙塩広域都市計画区域の区域区分につきましては、都市計画法第6条の2の規定により定められました「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に区域区分の方針が定めら

れているところでありまして、変更が必要な場合は、これに即して行うこととなっております。

参考資料の 1 ページを御覧ください。

こちらから 3 ページまでに、平成 22 年 5 月に宮城県が策定いたしました、「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、これを抜粋して載せております。

参考資料の 1 ページは「整備、開発及び保全の方針」の表紙及び目次となっておりますが、右側のページの目次の、赤で括っている部分に区域区分に関する記載がございます。

参考資料の方の、2 ページを御覧ください。

こちらが、区域区分の決定の有無及び区域区分の方針のページとなっております。

ここで、右側のページの(2)区域区分の方針で、まず、①人口の規模を、平成 32 年の市街化区域人口、131 万 1,000 人と推計してございます。

次に、②産業の規模で、将来の産業規模を、平成 19 年 3 月に宮城県が策定いたしました「宮城の将来ビジョン」に掲げられております、「富県共創！活力とやすらぎの^{くに}邦づくり」という県政運営の理念を踏まえまして、電気機械製造業、自動車関連産業、食品製造業の集積促進などを目標とし、たとえば、この下の表のとおり、平成 32 年の製造品出荷額を 2 兆 3,850 億円となる、と想定しておるところであります。

参考資料の方の 3 ページを御覧ください。

こちらは、土地利用に関する主要な都市計画の決定方針のうち、計画的な市街地整備の見通しがある区域のページとなっております。

先ほどの人口規模及び産業規模に応じて、計画的な市街地整備の見通しがある区域を、左側のページの市街化区域編入予定地区、いわゆる特定保留地区と、右側のページの市街化区域への編入が見込まれる区域、いわゆる一般保留地区の、この二つに位置付けてございます。

ここで左側のページの特定保留地区と申しますのは、面的整備事業を行う地区の位置と規模が確定しておりまして、「整備、開発及び保全の方針」の策定時点で、関係機関との一定の調整を了している地区で、地区名と区域面積を明記いたしまして、一定の条件を満たした段階で市街化区域への編入を行う地区としてございます。

これに対しまして右側のページの一般保留地区につきましては、おおむねの位置と目的のみを定めている地区となっておりますが、この一般保留地区につきましても、右側のページの一番下の記載のとおり、先ほどの特定保留地区が市街化区域へ編入される際の必要条件と同等の条件が満たされた段階で、農業、環境等の必要な調整を行いまして、市街化区域への編入を行うこととしてございます。

今回、市街化区域に編入いたします富谷町高屋敷地区につきましては、このうちの一般保留地区に該当いたしておりまして、右側のページの赤で括っております、仙台北部道路富谷ジャンクション周辺として記載されているところでもあります。この地区は、幹線道路結節点及び空港港湾等物流拠点へのアクセス性や周辺基盤整備状況、あるいは企業誘致活動の進展などを勘案しながら、富県宮城の実現に向けまして、地域経済を力強く牽引する「ものづくり産業」、これを支える産業地の形成を図るべき区域、と位置付けられているところでもあります。

ここで議案書の5ページの方にお戻りいただきたいと思います。

2に掲げております、いわゆる人口フレームでございますが、先ほど説明しましたとおり、平成32年の市街化区域人口を131万1,000人、市街化区域に配分する人口を130万9,800人としてございますが、今回の市街化区域編入につきましては、いわゆる住居系の市街化区域編入がございませんので、この人口フレームの変更はございません。

3の変更の理由であります。富谷町高屋敷地区におきまして、組合施行による土地区画整理事業の確実性が得られ、さらに農業、環境等の必要な調整を了しましたことから、富谷町より原案が提出され、良好な市街地を形成するため、市街化区域に編入する、というものでございます。

議案書の6ページを御覧ください。

こちらは、仙塩広域都市計画区域のうち、富谷町と大和町の図面となっております。図面右側が富谷町、左側が大和町となっております。図面を南北に通っている道路が3本ありますが、右側が東北縦貫自動車道、真ん中が国道4号、左側が都市計画道路北四番町大衡線となっております。

高屋敷地区であります。これは図面の真ん中、赤線で囲まれた地区となっております。杜乃橋団地の北側に国道4号に隣接し、また、昨年12月に開通いたしました仙台北部道路の富谷インターチェンジ、これの北側に位置しております。

ここで参考資料の方でございますが、そちらの4ページにあります土地利用計画図も併せて御覧いただきたいと思います。

高屋敷地区につきましては、国道4号に隣接し、仙台北部道路富谷インターチェンジに近接していることから仙台港、仙台空港などへの交通利便性が高く、また当地区から車で約10分の位置には自動車関連産業等の集積が進みます仙台北部中核工業団地や大和リサーチパークなどがあることから、産業地としての立地条件に優れておりまして、企業からの期待が高まっている地域であります。そこで、土地区画整理事業によりまして産業地の形成を図ることとし、開発区域は土地利用計画図で黒の破線で囲っている区域であります。面積は約21.4ha、市街化区域の編入は赤の実線で囲っております区域でございます。開発区域に隣接する既存工場を含み面積は約27.6haとなっております。土地区画整理事業の準備組合が平成24年10月に、すでに設立されておりまして、関係権利者の合意が得られたこと、また、企業の誘致が進んでおり、事業の確実性が高まっていることから、今回、市街化区域に編入するものであります。

参考資料の方の、5ページを御覧ください。

こちらは、区域区分の決定と同時に、富谷町が都市計画決定いたします用途地域の計画図となっております。高屋敷地区につきましては、御説明したとおり産業系の土地利用を図ることとしておりますことから、図面のとおり工業系の用途地域を予定してございます。

以上、議案第2304号につきまして、御説明いたしました。

なお、縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。

以上でございます。御審議の程よろしくお願いいたします。

○森杉議長 はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局からの御説明がありました。委員の皆様からの御質問、御意見、並びに審議の程をお願いいたします。はいどうぞ。

○内海委員 中身については異論のないところなんですけど、ちょっと、人口推計などについて手法とですね、この裏付けになっている推計方法についてお尋ねします。

市街化区域の人口は、現況から比べて平成 32 年には若干 6,000 人くらい増えるという推計になっていますが、その点についての各まちづくり計画の基本となるデータ。県の計画、それから仙台市、富谷町も無論のこと、仙台市周辺の市街化区域、どういうふうに積み重ねてこれだけの数字になるのか、お聞かせください。

それから専門用語、ちょっと私も分からないんですけど、この特定保留地区だとかね、これ、どういうふうな位置付けになっているのか、細かいことはなかなか分からないので、この際、勉強の意味で聞いておきたいと思うんですけど、よろしく。以上の 2 点です。

○事務局（櫻井都市計画課長） はい、分かりました。

まず人口フレームの件でございますけども、全体のベースとしては、国調をベースに設定してございます。いわゆる国勢調査ですね。ただ国勢調査の場合はどうしても年次がそのとおりになってございますけれども、いずれそういうベースデータしかございませんので、まずはそれをベースに設定してございます。もちろん県の総合計画の中でもそういった数字を置いておくことでございますので、そういったことと整合が通るようにしてございます。

ただ、この後に今回震災があって、今後どういったフレームを設定していくべきかというのは、国勢調査の資料だけではなかなか難しいと思っております。現実問題といたしまして、いわゆるこの人口フレームを見直しながら、マスタープランをどうしても見直していかなければならない作業が出て参りまして、今後委員の皆様と色々議論を交わしながら、どう設定していくべきなのかということを考えなければいけないというふうに思っております。

今のところは国勢調査の伸びのトレンド、あるいはそれぞれの都市の基礎調査でどういった人口の伸びになっているか、あるいは下がっているのか、そういったところを勘案しながら、原案作成者の市町村と連携しながら作っているというのが実情でございます。今回の震災で若干状況が変わって、少し考えを深めながらやっていかなければならないかなというふうに思っております。今後の人口フレームの設定につきましては、もう少し我々も勉強しているというのが実態でございます。

それから、今の、市街化区域に編入する・しない、その中で専門用語的に一般、それから特定という言い方をさせていただきました。

簡単に言いますと、いずれにいたしましてもこれは調整区域であります。ただ、マスタープランを作る段階にあって、一定程度区域も決まっています、ただ、同意率でありますとか、たとえば、まだ企業がはり付かないでありますとか、ある程度熟度が固まっているところを、便宜上特定地区としまして、区域も含めてマスタープランの方に位置付けてございます。一般の方は、やはりそのほかにどうしてもまだ熟度がないもの、ただし、この地区のようにならかなりインフラに近いところで市街化動向が強いところ、こういったところについては、表現といたしま

してはここらなんかはインター付近という言い方をしますけれども、ここらで将来熟度が固まったときには市街化区域に編入しようというところで、一般地区と称してやっているところがございます。

いずれにいたしましても、市街化区域に編入する段にあたりましては、かなりの熟度が固まった段階で編入しようとしておりますけれども、ここは色々な状況がございますので、市町さんと調整しながら、今回の場合はかなり熟度が上がってきたと判断いたしまして御提案した、ということであります。

○内海委員 はい。

○森杉議長 どうぞ。

○内海委員 分かりました。過日、人口問題研究所の推計があつて、まあ、驚いたところもあるし、なるほどな、そういう状況になるのかな、という、予想にあまり反しない推計が出されていましたが、気仙沼市は市街化区域がないので別にいいんですけど、人口が40年には半分近くになるという、ショッキングな数字で。仙台は、一時は増えるにしても減っていくし、宮城県全体も減っていくと。

そういう中で、震災のあつた中で、国勢調査は皆さんも御承知のとおり、そこに今住んでいる人が対象なわけです。ところが、現在の市町の人口の動態は、住所を移した人と移さない人、それでやっているわけなので、その乖離がですね、非常に大きい。特に南三陸や気仙沼、壊滅的な被災を受けてそこに住んでいない人、二次避難という言葉を使えば、二次避難している人が住所を移さないで、旧住所で居るわけですね。そういう人たちとの国勢調査との乖離が出てくるので、ここらをじっくり、なかなか市町も実態が把握しきれてないという状況もありますので、これらもじっくりね、調査してみると。

それから、あとは、本当に帰ってくるのかと。3年過ぎても、遠くに行った人は帰ってこないとか、そういう数字も出ているのでですね、そこらも、これからの推計をしていく場合にしっかりデータを集め、また市町との調整を図っていくべきではないかというふうに思うんですけど、いかがですか。

○森杉議長 どうぞ。

○事務局（櫻井都市計画課長） まさにそうだと思っております。県だけがマスタープランを独善的に決めているわけではございませんので、そこらへんにつきましても、市町のまちづくりの進め方に合わせながら、ただし、広域的な見地からも含めて、一番いい将来の姿を作りたいというふうに思っております。

○佐々木（征）委員 はい。

○森杉議長 はい、お願いします。

○佐々木（征）委員 議案書の方の4ページなんですけども、私どもこの道路を、4号線を通りますのでよく理解をしているつもりであります。今回、事業区域だけを編入して、市街化区域に編入するということなんでありますけれども、この4号線とそれから西川という水路、排水路かなんかがあって、この間が依然として白地のまんまなんです。この辺の扱いは、現場を見れば、この辺は有効な土地なんだな、という思いをしてるんですが、あえて事業区域だけを取り上げてこの部分については色塗りをしないという、何か根本的な考え方がここにあるんでしょうか。

○事務局（櫻井都市計画課長） はい、御指摘のとおり国道4号沿いの土地につきましては、やはり流れの中ではどうしても市街化の圧力が強いというふうに認識しておるわけでございます。

ただ、今回の場合、やはり開発手法が、土地区画整理事業という開発手法でございまして、その中で、線引きをする時のひとつの大きなルールといたしましては、事業化が確実にになったところから線引きをしていく、というのが大原則としてございます。今回、ここをあけて山側から編入したというのは、この区域の土地の所有形態も含めて、この黒点線で括ったところが土地区画整理事業の組合さんの事業区域として確定してきたということから、今回このエリアに限って編入したということでございます。

今後、これを踏まえて、様々な市街化動向の中で、このエリアが新たに市街化の動向が出てきたということであれば、またこれらについては、農業調整も含めて調整をしながら、その時々判断していきたいということでございます。要は、事業の熟度で判断したということになります。

○佐々木（征）委員 はい。

○森杉議長 はいどうぞ。

○佐々木（征）委員 私の認識の中では、なんかこう飛び地を作るような形で、本来であれば一体的な都市計画の色塗りがあってしかるべきだろうなと思っておったのですが、たまたまそういう考え方で事業区域だけとりあえず編入するんだということなんでありますけれども、この白地の規制はですね、依然として市街化調整区域のままですよね。いわゆる蚕食というか虫食い状態になっていくのが懸念されるんですけども、それは、ここは規制として、絶対宅地化は進んでいかないというふうに認識してよろしいんですか。

○事務局（櫻井都市計画課長） 今の白地部分については、当然調整区域でございますので、開発としては抑制されるというふうに認識してございます。

飛び地という御指摘でございましたけども、これらについては、議案書の方の6ページにございますが、一応飛び地を作らない形での配置は、杜乃橋団地との接続は意識して線引きをし

ております。

○森杉議長 よろしいですか。

○佐々木（征）委員 はい。

○森杉議長 よろしいですか。どうぞ、御意見ください。良い御指摘をいただきました。

それではよろしいですか。この原案のとおり承認するという事で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と発言する者多数あり〕

○森杉議長 はい、ありがとうございます。それでは、御異議ないものと認め、本案につきましては、原案のとおり承認することといたします。

議案第 2305 号 仙塩広域都市計画道路の変更について

○森杉議長 次の議案に参ります。議案第 2305 号「仙塩広域都市計画道路の変更について」です。事務局から議案の内容の御説明をお願いいたします。

○事務局（櫻井都市計画課長） はい。それでは、議案の第 2305 号「仙塩広域都市計画道路の変更について」を御説明申し上げます。

議案書の方の 8 ページを御覧ください。

都市計画道路「3・3・231 号清水沢多賀城線」、これを変更するものであります。

ゴシック体で強調している箇所が変更点であります。

本路線の多賀城市の区間におきまして、区域の一部を変更いたしまして、幅員を 28 m から 11.5 m に変更、また、一部区間の構造形式を地表式から嵩上げ式に変更するものであります。

変更の理由であります。仙台港背後の多賀城市南部地区につきましては、東北地方太平洋沖地震及びその後の大津波によりまして、甚大な被害を受けましたことから、多賀城市では震災復興計画において、都市計画道路清水沢多賀城線を内陸・高台方向への避難道路として位置付けております。

本路線につきましては、昭和 41 年に利府町と多賀城市を南北につなぎます幹線道路といたしまして都市計画決定されておりましたけれども、今回、避難道路として整備をするにあたり、周辺土地利用や三陸自動車道の整備を考慮いたしました将来の交通需要を踏まえまして、計画の見直しを行いました結果、一部区間の幅員を変更するとともに、区域の一部を変更するものであります。

議案書の方の 9 ページを御覧ください。

こちらは、仙塩広域都市計画区域の東部地区の図面となっております。

図面上が北側でございまして、西側が利府町、東側が塩竈市となっております、その南側が多賀城市となります。

図面の右上から左下に走っておりますのが、JR仙石線及び国道45号、図面中ほどで緑色で表示しておりますのが自動車専用道路となっております、南北に「く」の字に通っておりますのが三陸縦貫自動車道、その真ん中の利府ジャンクションから左上に通っておりますのが、仙台北部道路であります。

清水沢多賀城線は図面の真ん中を南北に走っているピンク色のラインとなっております、三陸自動車道の利府中インターチェンジ付近の利府町春日字岩沢を起点としまして、南側に進んで利府町、塩竈を経由し、多賀城市に入り、仙台港北インターチェンジ付近の多賀城市中野字上小袋田に至る路線となっております。

図面右下の凡例にありますとおり、ピンク色が現在の都市計画決定されている区域、赤色が追加する区域を表してございまして、黄色が廃止する区域となっております。また、青の点線で囲んでいる箇所が変更箇所であります。

参考資料の6ページを御覧いただきたいと思っております。

こちら変更箇所の計画図となっております。凡例は図面右下のとおり、先ほどと同じであります。また、青破線で囲っている(1)から(3)につきましては、参考資料の7ページから9ページに拡大した図面を載せてございます。

参考資料の6ページの方にお戻りいただきたいと思っております。

今回、図面の真ん中で旗上げしております多賀城市八幡字庚田から多賀城市八幡字一本柳、この区間、約560mの構造形式を地表式から嵩上げ式に変更するものであります。

いわゆる嵩上げ式と申しますのは、道路面が地表面よりおおむね5m以上高く、その区間が350m以上連続していることを言ひまして、その基準に照らして、この区間が嵩上げ式に変更となったものであります。また、これまでは(2)の区間で、一部路面が地表面より5m未満の区間があったため、地表式扱いであったものを、今回(2)の区間においても連続して全て地表面より5m以上の形式に変更することとしたことから、5m以上となる区間の延長が350mを超えまして、560mとなったものであります。

参考資料の7ページを御覧ください。

こちらは、参考資料6ページの図面の(1)の箇所を拡大した図面となります。

今回の標準幅員の変更は、1-1断面の全幅28m、3mの車道2車線と、両側に1.5mの停車帯と9.5mの歩道及び自転車道を設置したものであります、これから3-3断面の上の図のとおり、11.5m、3mの車道2車線と片側に3.5mの歩道を設置、これに変更するものであります。11.5mは県が平成24年3月に定めました津波避難のための施設整備指針におきまして避難路としての標準的な幅員としているものを採用したものでありまして、緊急時、路側に車両が1台停車の状態であっても緊急車両2台がすれ違い可能な車道幅員8mと、徒歩による避難のための歩道幅員3.5mを確保したものであります。ただし、今回、都市計画決定の区域は側道などを含めて行いますので、都市計画決定の区域は2-2断面では28m、3-3断面では橋梁部の地覆部分を含めて13.4mとなっております。

参考資料の 8 ページを御覧ください。

こちらは、参考資料 6 ページの図面の (2) の箇所を拡大した図面となっております。ここで、右上の 5-5 断面は先ほどの 11.5 m の標準断面に右折レーンを設置した断面となっております。いまして、全幅で 13.5 m の断面となっておりますが、こちらでも都市計画決定する区域の幅は側道を含めて 24.5 m としてございます。6-6 断面は、幅員の変更に加えまして、側道の位置と幅員を見直しまして、黄色の区域を廃止し、決定幅員を 40.25 m から 21.5 m に変更してございます。

参考資料 9 ページを御覧ください。

こちらは、(3) の箇所を拡大した図面となっております。7-7 断面は、同様に幅員の変更に加えまして、側道の位置を見直しまして、黄色の区域を廃止し、赤の区域を追加しております。決定区域は 23.6 m となっております。8-8 断面は国道 45 号との交差箇所となっております。いまして、右左折レーンを設置し、全幅で 23.5 m の断面であります。

ここで参考資料の方の 6 ページにお戻りいただきたいと思っております。

清水沢多賀城線の左側で黒の線を表示しておりますのが、多賀城市が都市計画決定いたします八幡地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設と都市計画道路津波復興拠点連絡線となります。

参考資料の方の 10 ページを御覧ください。

こちらでございますが、八幡地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設の土地利用計画図となっております。

多賀城市では、津波発生時においても、市の基幹産業であります製造業の早期復旧を図るために、当地区におきまして本社管理部門や、既存の工場地帯に立地いたします工場が浸水被害を受けた際の代替機能の提供が可能な特定業務施設を配置することとしまして、整備を復興交付金事業であります、津波復興拠点整備事業で行うこととしてございます。従いまして、清水沢多賀城線はこの拠点地区から国道 45 号や三陸自動車道へのアクセス道としても重要な役割を担うものとなっております。

以上、議案第 2305 号につきまして、御説明いたしました。

なお、縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。

御審議の程よろしくお願いいたします。

○森杉議長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問、御審議の程よろしくお願いいたします。

○牛尾委員 質問ですけれども、議案書の 9 ページの総括図の中で、津波はどこあたりまで来たのか教えていただけるとありがたいんですけど。つまり、清水沢多賀城線を安全な道路にするために嵩上げするというので、だいたいこの地図でどこあたりまで浸水したのか知りたいんですけど。

○事務局（櫻井都市計画課長） 図面で言いますとですね、ちょっと下の方なんですけども、八

幡地区一団地の津波防災拠点市街地整備施設という記述がございますね、そのところの横に白地がありますね。この部分の「津波」と書いてあるところの字くらいまでは来ました。八幡地区一団地の津波、という文字があって、その上に細い都市計画道路が見えるかと思うんですけども、そこまでは来ませんで、この田んぼ一枚ぐらい海側までは来たようであります。

○牛尾委員 ありがとうございます。

○森杉議長 海側というのはどちらですか。

○事務局(櫻井都市計画課長) 下です。

○森杉議長 下側ですか。

○事務局(櫻井都市計画課長) ここでの浸水深は約1mくらいだと伺ってございます。

○森杉議長 どうぞ。

○佐々木(征)委員 はい、ひとつだけ確認させてください。参考資料の10ページ、相対的に高さを上げたことによって用地が少なくなるという、都市計画決定からすれば用地が、決定する部分が減っていくという答えなんですけど、ここで何年くらいの計画でこういう規制をかけてきたのか分からないんですが、都市計画決定したことによってここに建築制限がかかった、その黄色の部分にそういう家屋とか、あるいは土地利用上の制約を受けた経過はないのかどうかだけ確認させてください。

○事務局(櫻井都市計画課長) 今まで制限がかかっていた方々が区域縮小によって区域外になる地権者数はだいたい6名ほどであります。

実際は、木造建築等は建てられますので、今実際に建てていらっしゃるのの木造4軒、それから軽量鉄骨構造のものが2軒、こういったものが建ててございます。過去に、許可案件となつてございますが、このうち確認行為で建てていられるのは、うち5軒というふうに把握してございます。

○森杉議長 よろしゅうございますか。

○佐々木(征)委員 実際にこの地権者からは、この都市計画が、一步後退するというんではないんだろうけども、境界線が下がることについての同意は全て得られているというふうに理解していいんですね。

○事務局(櫻井都市計画課長) 縦覧をしている中で、まず意見書がなかったということ、地元

への説明もしているということ、これらをもって今の段階では地元からは異論はない、というふうに理解しております。

○佐々木（征）委員 以上です。

○森杉議長 他にどうぞ。

では、私の方から。ちょうど 10 ページが出ておりますので、ここの道路の線形といたしますか、非常に乱れてますよね。全般に。

まずは、今回の都市計画道路そのものは一応良いんですけど、その横に赤い線で業務施設からの取り付け道路だと思うんですけども、これが入ってますね。これがまた非常に変な格好で入ってますね。それから 45 号線への取り付けもいろんな、交差した格好で付いてますよね。これは何だか、大丈夫ですか、という感じがするんですけど。あるいはもう少し将来、長期的なマスタープランで少しこの整理をしていく方向性がどこかで検討されないといかんような感じがするんですけども。典型的な乱開発の最たるものみたいな、そんな道路の感じがするんですね。建物も、まともな建物が建たなくなってくると思うんですね、このままでは。

○事務局（櫻井都市計画課長） まず今回、かなりスリム化しましたこの清水沢多賀城線については、御指摘のとおり、いわゆる拠点地区との取り合いについては現計画決定、これが市決定であるかと思えますけども、市決定でこれに取り付けるという計画であります。これにつきましては、市の方もこの形でいけるということで都決を踏んでるというふうに思っておりますし、この形で、今のところは構造令も満足いたします。

ただおっしゃるとおり、国道 45 号との出入りについては旧道が錯綜していたりしておりますので、これらにつきましては都市計画決定を前提としてそれぞれの取り付け道路の取り付け方、そういったところを工夫しながら交通管理者とも整理しながら進めて参りたいというふうには思っておりますが、まずこの計画決定の形で御承認いただきながら、その周辺の交通環境の整備も併せてして参りたいと。それぞれの整備者、市、県の整備者の中で整理していければというふうに思っております。

○森杉議長 他にございませんか。よろしいですか。

それでは、御意見を伺ってますと、この案件を御承認いただけると思いますが、議案 2305 号です。原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「なし」と発言する者多数あり。]

○森杉議長 はい、ありがとうございます。御異議ないものいただきましたので、本案につきましては原案のとおり承認することと決定いたします。

議案第 2306 号 特殊建築物の敷地の位置について

○森杉委員 次の議案は、2306号であります。「特殊建築物の敷地の位置について」という議題です。

事務局から議案の内容を御説明お願いいたします。

○事務局（千葉建築宅地課長） はい、建築宅地課からは、議案第 2306 号「特殊建築物の敷地の位置について」を御説明いたします。

議案書 10 ページを御覧ください。

本議案は、建築基準法第 87 条第 2 項の規定により準用する同法第 51 条第 1 項ただし書きに基づき、特殊建築物の敷地の位置について御審議いただくものです。

1 ページ開きまして、11 ページを御覧願います。御審議いただく施設の概要を記載しております。

施設名称は産業廃棄物処理施設、建築主は「塩釜市貞山通 1 丁目 2-6 株式会社イーストコア 代表取締役 田中信行」様で、敷地の位置は「岩沼市下野郷字中野馬場 3 4-1」です。敷地面積は 14,470.38 m²で、用途地域は工業専用地域となっております。

当該建築主は、この敷地の近隣において廃棄物処理業を行っており、震災後の需要の増加等により、今回、機能を集約及び拡大することから、新たに許可が必要となったものです。

次に、「建築物」の欄を御覧願います。用途は産業廃棄物中間処理施設で、工事種別は用途変更であり、この用途変更とは、既存の建築物に処理施設を設置する、ということになります。

「構造、規模等」の欄にあるとおり、敷地内には事務所、製造所、作業所の 3 棟があり、それぞれの用途、構造、階数、延べ面積は記載のとおりです。

製造所では廃棄物から固形燃料のペレットの製造を行い、作業所で産業廃棄物の処理を行うこととなります。

次に、処理施設の処理内容及び処理能力は、産業廃棄物中間処理で、1 日あたりの破碎の処理量については、廃プラスチック類が 751.92t、木くずが 2,643.12t、がれき類が 5,545.18tで、破碎機による破碎処理を行うものです。屋内での破碎処理能力は 24 時間換算となっており、屋外でのがれきの処理は、深夜を除いた 16 時間で設定しております。しかし就業自体は 8 時間が基本でありますので、不測の事態に備えた処理能力ということでございます。

次に、議案書の 12 ページをお開きください。

左半分の位置図を御覧願います。

図面中央に仙台空港がありまして、申請位置は、主要地方道仙台空港線の南側に赤く塗りつぶした範囲となっております。

岩沼臨空工業団地の一面に位置しており、用途地域は青色の工業専用地域で、住宅の建築が禁止されております。

近隣に文教、医療及び社会福祉施設はなく、最も近い施設でも福祉施設で、西側の黄色に着色された第一種住居地域に位置しており、直線距離で 1.2 km ほど離れております。

次に右上の付近見取図を御覧ください。

赤線で囲われました範囲が申請敷地で、市道川内沢 11 号線に接しております。

次に、右下の配置図を御覧ください。

建築物は、敷地内に 3 棟あり、破碎処理は作業所内と敷地の北東角の屋外に設置する産業廃棄物中間処理施設 2 機で行います。

廃棄物の搬出入は、西側の市道川内沢 11 号線からとなります。当該建築主は収集運搬業の許可業者であることから、県内を主体に東北 6 県の建設工事業者などから排出される廃棄物を主に自社の貨物トラックで当該施設に収集し、破碎処理を行います。

搬入された廃棄物のうち、廃プラスチック類と木くずについては、作業所で破碎したチップのまま、または製造所で固形燃料化した上で、または破碎のみで、県内の製紙工場にボイラーの燃料として出荷します。

また、木くずについては、破碎して合板の材料として出荷する場合などもございます。

がれき類につきましては、破碎し、再生砕石として県内の建設工事業者に出荷いたします。

搬出入のトラックは 1 日当たり最大 100 台で、搬出入の時間は午前 8 時から午後 5 時までとなっております。

次に、当該施設的环境対策について御説明いたします。

まず、破碎処理の工程で、焼却、熔融は行わないことから、悪臭発生の恐れはありません。水質の汚濁については、破碎処理工程で水は使用しません。騒音及び振動防止については、工業専用地域であることから、法的な規制はございません。

屋外でのがれきの処理には、粉じんの飛散防止のため、必要な範囲で散水を行って、抑制に努めます。

周辺住民の方々への説明については、県の産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱に基づいて実施済みでございます。なお、問題が発生した場合の対応も含め、協定の締結を要望する意見などがございまして、岩沼臨空工業団地協議会と平成 26 年 1 月 7 日付けで協定を締結しております。

当該処理施設の、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく設置許可は塩釜保健所に提出されております。

最後に、当該施設が立地する岩沼市からは、市の総合計画及び都市計画等に基づく土地利用計画上の支障はない旨の回答は得てございます。

以上で説明を終わります。

御審議の程よろしくお願いいたします。

○森杉議長 はい、ありがとうございました。それでは、御審議の方お願いいたします。はいどうぞ。

○内海委員 今の説明、分かりました。そこで 2 点ほどお尋ねしたいんですけど。

ひとつは協定書を結んだということで、差し支えがなければその協定書をこの審議会に出していただきたいというのがひとつです。それから、主なポイントとなる部分を御説明いただければ良いなと思います。

それからお話を聞くかぎりには、そう問題はないように思いますが、考えられる心配な点は、周辺の騒音や振動は工業地域の用途指定があるので問題はないと、法律の枠内で問題はないことは分かっているのですが、実際の状況としてどんなふうにも県の方では認識しているのか。それから、これまでこの施設について、周辺の住民の人たちからは何か問題はなかったのかどうか。その点について、二つです。

○事務局（千葉建築宅地課長） まず協定書ですが、私の手元にございまして、5項目からなっております。

搬出入の車両について、通勤時間帯など人通りが多い時には注意する、という内容と、粉じん防止については、先ほど説明した散水などで抑制に努めると。あとは工業団地の清掃活動だとか、美化運動に積極的に参加するという内容です。あとは不測の事態に備えた連絡体制の確保というかたちで、最後になりますけども、あとは色々、問題があつて請求があつた場合には場内に関係者の立ち入りを認めるというような内容になりまして、情報開示の一環かと思いません。

あと今日、建築主の関係者の方が傍聴に来てまして、提出して差し支えないというお話がありましたので、後ほど協定書の写しを御提示したいと思えます。

あと、音につきましては、振動、騒音ですか、工業専用地域ということで、宮城県では環境基準を策定しておりません。なので比べる術はないんですが、隣県、福島県では工業専用地域内であっても規制基準を設けております。それで、今回の操業の内容で比べますと、隣県ではございますが、福島の騒音規制、振動規制については満足しているということを確認しております。以上です。

○森杉議長 はいどうぞ。

○内海委員 はい、分かりました。なぜ聞いたかということ、がれき処理で、審議会で審議してこういうこと、時間をしっかり守ります、それから散水もちゃんとしますと、実際は量が多すぎるので、なかなか実態としてそういうふうなことになる事実を目の当たりにしているのですね、なおその協定書があつて、その内容についても、今、建宅課長から説明いただいたので、事業者の皆さんがですね、地域の人たちや、利用する道路交通事情に最大の配慮をしてこの事業を進めていただくようですね、そういう取り組みを主管の方をお願いしておきます。以上です。

○森杉議長 はい、ありがとうございました。どうぞ。

○大山委員 念のためお伺いしますけれども、先ほど散水するとおっしゃられたので、この海側の地帯に震災前まで希少な昆虫類が生息しておりまして、その散水した水がたとえば貞山とか、そういったところには流入しないとは思いますが、一応流入することがあるかどうかお尋ねいたします。

○事務局（千葉建築宅地課長） 議案書の 12 ページの右下に敷地のレイアウトが書かれておりまして、主に散水の対象となりますがれきの処理、コンクリートの破砕ですね、これは敷地右上の産業廃棄物中間処理施設 2 機と書かれたエリアの中に特定して実施することにしておりますので、この場所につきましては、流末に分離槽を設けまして、しっかりと粉じん等の汚れの除去をした上で近隣の水路に放流するという形の計画になっております。以上です。

○森杉議長 よろしいですか。ありがとうございました。他にどうぞ。

では、私の方から。この川内沢というのは、何回か氾濫を起こしているのではないですかね。津波の方は大丈夫と思うんですけど、川内沢の方は氾濫を起こしたと思うんですが、ここは整備しているんですか。あるいは盛り土でもやっているんですか。

○事務局（千葉建築宅地課長） そうですね、県管理の河川でございまして、上流にダムを整備中でございますし、仙台空港の西側から放水路を現在整備中でございます。

○森杉議長 はい、分かりました。他にどうぞ。よろしいですか。

それでは、この案件、御承認いただくものと思いますが、原案のとおり承認することに決定いたしますが、よろしゅうございますか。

[「はい」と発言する者多数あり。]

○森杉議長 ありがとうございます。

それでは以上で、議案につきましては終わります。委員の皆様方から、議案そのものにつきましては御意見ございませんか。

[「なし」と発言する者多数あり。]

○森杉議長 よろしゅうございますか。それでは事務局の方からございましたらどうぞ。

○事務局（櫻井都市計画課長） はい、事務局の方から、一点御報告事項がございます。

○森杉議長 はい、お願いします。

○事務局（櫻井都市計画課長） それでは、事務局から報告いたします。

先ほど、内海委員の方からも御指摘がございました、いわゆる都市計画マスタープランの見直しという作業であります。先ほどの私の答弁で少しお話をしましたが、今の取り組み状況、まだ取り組み状況ということまでは行っておりませんが、まず基礎調査もやっておりますので、色々なものが少しずつ見えてきましたので、まずは一回目の報告ということでお話をさせ

ていただければ、というふうに思っております。

それでは、お手元にある報告資料という、A3の資料でございますが、これを御覧いただきたいと思えます。

四角囲いで「第171回宮城県都市計画審議会報告資料」と書いてあるものであります。

本日御報告する内容につきましては、いわゆる「被災市町に係る都市計画区域マスタープランの見直し」、こういったものであります。

まず、1ページを御覧いただきたいと思えます。

1に背景、目的を書いてございますが、御承知のとおり、東日本大震災によりまして本県沿岸部の市町は甚大な被害を受けたわけでありまして。各市町は復旧・復興に向けて震災復興計画を策定し、その復興の方針や方向性を住民に示すとともに、震災後に施行されました東日本大震災復興特別区域法、いわゆる復興特区法、これの特例などを活用いたしてまして、今現在、復興まちづくりを推進している、こういったところでございます。

ここで、復興のためのまちづくり、これは、被災した住宅地及び産業用地等の早期の移転や立地を目的に行われておりまして、また復興特区法では、先ほどの議論にもありました市街化調整区域での開発行為や土地区画整理事業、これが特例で認められるということとなっておりますため、各市町においては、復興まちづくりについて、現行の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」にかかわらずに実施しているといったところであります。つまり、本日最初の議案での区域区分の変更は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に基づき行われると御説明を申し上げました。本日の参考資料の1ページを再度御覧いただきたいと思えます。「整備、開発及び保全の方針」、先ほども申しましたけれども、都市計画の目標、区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針、主な都市計画の決定の方針、これを定めますけれども、各市町では、被災前に策定した「整備、開発及び保全の方針」とは一部異なる方針で復興まちづくりが行われるといったことであります。

そこで、被災後の都市の現状を把握するとともに、各市町の復興まちづくりと都市計画との整合を図るために、震災以前に策定した「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる都市計画区域マスタープランの見直しに着手するとしたものであります。

見直しのスケジュールであります。平成25年度は被害が特に大きかった石巻広域都市計画、河北都市計画、気仙沼都市計画、志津川都市計画、亘理都市計画、山元都市計画、この各都市計画区域において、都市計画法の規定に基づく都市計画調査に着手いたしました。後ほど、これらの基礎調査の結果の一部につきまして御説明いたします。

また平成26年度には、これらの都市計画区域において、関係機関との調整を行いまして、また、公聴会や説明会を行い、住民の意見をお聞きした上で、来年度今頃の都市計画審議会にお諮りした上で、都市計画区域マスタープランの都市計画決定を行っていきたいというふうに考えております。これはあくまで、今のスケジュールであります。

また、仙塩広域都市計画などにつきましては、来年度から基礎調査に着手しまして、28年度の見直しを予定しているところであります。

1ページの右側が、各都市計画区域の位置関係を示す図面となっておりますので、御覧いただきたいと思えます。

それでは、次に、今年度実施いたしました沿岸部の都市計画区域の基礎調査の結果につきまして、御報告をいたします。

報告資料の2ページを御覧ください。

今年度の基礎調査の結果を、気仙沼市、南三陸町、石巻市、東松島市、女川町、亶理町、山元町の沿岸7市町ごとにとりまとめてございます。それぞれの特徴的な点について御説明いたします。

報告資料2ページの左側は人口動向のグラフであります。

上のグラフが、平成17年、平成22年、そして震災後の平成25年の人口を示してございまして、下のグラフは、赤い棒グラフが平成17年から22年の人口増減率、ピンクの棒グラフが震災前後となり、平成22年から25年の人口増減となっております。

ここで、下の人口増減率のグラフで、一番左が宮城県全体の値であります。震災前の人口減少率は東松島市及び亶理町が県全体と同程度となっております。他の市町は、県全体の減少率を大きく上回っておりまして、震災前から、これらの市町については人口減少が進んでいたということが分かると思います。また、震災前後の動向を見ますと、震災を契機に人口数で言えば、石巻市の人口減少が最も多く、1万3,000人減少しており、また、減少率で言いますと、女川町が26.9%の減少、山元町が21%の減少と大きく減少しているということが分かるかと思ひます。

報告資料の2ページの右側を御覧いただきたいと思ひます。

こちらは、年齢別の人口動向であります。

上のグラフが年少人口比率と老年人口比率の変化を示したもので、下のグラフがそれぞれの人口であります。

上のグラフで、それぞれ、上の折れ線グラフが老年人口比率の変化、下の折れ線が年少人口比率の変化を示しておりまして、これを見ますと、特に女川町、山元町の老年人口比率が高く、年少人口比率が低い傾向が読み取れ、いわゆる少子高齢化が進んでいるということが分かるかと思ひます。これに比べまして、東松島市の少子高齢化の進行は比較的緩やかでありまして、県全体と同程度の推移であるというふうに言えるかと思ひます。

報告資料の3ページを御覧ください。

こちらの左側であります。これは、いわゆる民営の事業所数の動向、右側が民営事業所の従業者数の動向であります。どちらも下のグラフが減少率のグラフとなっております。事業所数、あるいは従業者数とも震災によりまして大きく減少していることが分かるかと思ひます。減少の総数が大きいのはやはり石巻市となっております。事業所数は約3,500件の減少、従業者数では1万7,400人の減少となっております。また、増減率で見ますとどちらも、女川町、南三陸町、気仙沼市の減少率が大きくなっております。

報告資料の4ページを御覧ください。

こちらは第1次、第2次、第3次の産業大分類別の従業者数の動向となっております。

こちらを見ますと、7市町全てにおいて震災の影響により1次産業から3次産業の全てにおきまして減少してございまして、特にページの右側の第2次産業、第3次産業において、気仙沼市、南三陸町、女川町の減少率が大きいということが分かります。

報告資料の5ページを御覧ください。

こちらの左側であります。これは製造業品出荷額等の動向、右側が小売販売額の動向となっております。左側の製造品出荷額等では、女川、石巻、気仙沼において震災後に大きく減少しております。右側の小売販売業は、女川町、南三陸町が大きく減少しております。

最後であります。報告資料の6ページを御覧いただきたいと思っております。

こちらにつきましては買物先の動向であります。表の見方といたしましては、横列が居住地となっておりまして、縦の列が買物先であります。たとえば、一番上の表の左上の数字 91.9 とは、気仙沼市に居住の方のうち、91.9 %の方が気仙沼市内で買い物をするというを示しております。上が平成20年の状況、真ん中が平成24年の状況、一番下が増減率であります。

ここから読み取れますのは、震災後に気仙沼市、南三陸町、亶理町においては自分の市町での買い物率が減少し、特に南三陸町では、登米市での買い物率が大きく増加しているということであろうかと思っております。また、亶理町、山元町におきます買い物率は、岩沼市、亶理町が減少し、名取、角田での買い物率が増加しております。

以上、基礎調査の結果の一部の報告であります。先ほども御説明いたしましたけれども、この基礎調査の結果なども踏まえながら、来年度中には沿岸の都市計画区域のマスタープランの見直しを行っていきたいというふうに考えております。もちろんまだ、震災後のまちづくりが進んでいる段階であります。我々としては都市計画区域マスタープランが先行してそれに合わせるというよりは今後の方向をどう考えるかということ、もう少し議論をしていくべきだというふうにも思っております。とはいえ、マスタープランをある程度は見直さなければならぬ時期にも来ております。そういったこともございまして、今後、来年度以降については、こういった内容について、広く委員の皆様から御意見を賜りながらより良いまちづくりの有り体について考えていきたい、というふうに思っているわけでありまして。今後ともよろしく御願いたします。以上であります。

○森杉議長 せっかく御説明いただきましたので、御質問、あるいは御意見、御感想というものも重要な情報になると思っておりますので、ぜひともお願いいたします。

○小野田委員 よろしいですか。

○森杉議長 はい、お願いします。

○小野田委員 詳細な説明、ありがとうございます。見直しが必要なのはもちろんだと思いますが、この地域で実際に起こっていることの、より詳細を見ていくと、漁村地域から都市部への流入が非常に著しい、内海委員なんかもよく御存知だと思いますけれども、多くなっているわけですね。要するに、都計地域外のところが壊滅的な状況になっているわけですね。都市計画制度自体は、高度経済成長の時期に都市に人口が集中したので、乱開発を防いだり、都市の環境を保全するためにできた制度なので、もともとは都市内部の問題を扱うために都計地域内の話だったんですが。今回のことは、むしろ都計地域外が非常に負のインパクトを受けている。そういうものも含めた、より広域での考え方っていうのが必要になってくると思うのです。

が、そのあたりはどのようなふうを考えておられますか。

○事務局（櫻井都市計画課長） はい、御指摘のとおりですね、都市計画としての守備範囲というのはいわゆる都市地域ではあると思うんですけども、現実問題としてやはり農村地域が被災し、そして高台に移転し、もともとの居住地、それは都市計画区域外ではあったんですけども、そういうところをある意味捨てててといいますか、その開発を諦めて上に行っただと。ある意味その部分については最適解だったのかもしれないけれども、長い目で見ると疎な町が点在していくというところでもあります。都市計画はあくまで都市計画区域内、ということはあるんですが、やはり調整区域あるいは都市計画区域外であっても、ある程度都市と農村あるいは漁港と連携しながら、将来的には成り立っていかねばならないものだと思っておりますし、特にこの都市計画単体で仙塩、あるいは石巻、あるいは気仙沼、そういった単体だけではちょっとものが語れないのではないかと、いうふうに思っております。そこは、マスタープランに書き込むかどうかは置いておいても、やはりそこにソフトの施策でありますとか、そういったものを併せて提言をしながら、将来、20年30年先、あるいはもっと先に、宮城あるいは沿岸部がどう豊かといいますか、生きていけるかということを我々としては提言していきたいし、各市町の首長さんも含めて議論をしながら、より良い形で何かを打ち出していければというふうに思っております。

現実、町は出来上がってきますので、そこからの都市間の移動のしやすさでありますとか、都市内もかなり薄くなっていくと思っておりますので、そういったところの提言でありますとか、そのようなことも併せて打ち出していければいいなというふうには思っております。まだ基礎調査が進行中でありまして、全体的に具体的な施策がまだ見えておりませんが、都市マスを作るのであればそこまで含めて打ち出せれば、というふうには思っているところであります。

○小野田委員 現状の法律に則って粛々とやると、なかなかそれは範囲外だし、難しいとも思いますし、かつ、もう復興の枠が、だいたい土地利用決定はして動いちゃっているんで、今からできることってというのは限られているとは思いますが。私も石巻なんかで鮎川とか雄勝の上下、伊勢畑なんか、もとの中心地域ですね、もとの商業工業が集中していた中心地域のお世話というか、支援なんかしていると、都計地域じゃないからなかなかそこに寄せられない話と、L2で2m浸水以下っていう2・2ルールが残酷に適用されるともう逃げようがないというか、ここにどうやってまちを作るんだという、手を縛られながら仕事をするような感じのところもかなりありますので。都市マスを作られるとき、もちろんやられていると思いますが、実際にそういうところに少し入っていただいて、色々それをフィードバックしていただきたいというのがまずひとつ。もちろん石巻だけじゃなくて気仙沼なんかも非常にひどいことになってますし、女川も大変です。

それともうひとつは、被災3県というか、もちろん5県にわたりますけど、被災3県の中では宮城県は主要部が被災していると。岩手県も大変なことは大変なんですけれども、やっぱりメインは中通りっていうか、そこにあって、釜石にしても大船渡にしても陸前高田にしてもあ

る種衛星都市的な位置付けですが、宮城県にとっては非常にメインな部分が、かなり被災地域の中でも気仙沼・石巻というのは巨大都市、まあ普通の都市からすると小さいですけど、沿岸の中ではかなり大きな都市ですよ。そこをどう考えるかというのは、やはり今後の我が国の復興を考える上でも非常に大事なことだと思いますので、ちょっと踏み込んでいただいでですね。福島なんかもこれから30年とか40年とかかかるでしょうから、そういったものの見本になるような形で、都市的な施策を展開していただければいいなというふうに思います。

○事務局（櫻井都市計画課長） ありがとうございます。来年度中に見直すというようなスケジュールを立てておりますけども、やはりまちづくりの動向も少し見ておきながら作らなければいけないと思っております。御指摘のとおり、県の場合は気仙沼・石巻という大きな都市がやられておりますので、その部分をどう復興していくかというのは、やはり県全体で見ていかないといけないというふうにも思っております。いずれ、歩みは早く、でも慎重に進めていきたいというふうに思っておりますので、ぜひ、委員の先生方からの御意見を賜ればというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願いたします。

○森杉議長 今の先生のおっしゃったことに関連してね、たとえば鮎川は、どこの都市計画区域にも入っていないんです、多分。でしょう。

○事務局（櫻井都市計画課長） そうです。もともと都市計画があったんですけど、鮎川は都市計画を外した形になっています。

○森杉議長 今は入っていない、もともとは入っていたんですか。

○事務局（櫻井都市計画課長） 前はありまして、前回の調査の中で鮎川もかなり整序といいますか、外れているんです。震災前に。

○森杉議長 震災前に外れたんですね。

○事務局（櫻井都市計画課長） そうです。震災の時にも色々議論があって、復興のための都市計画に入れてもう一回やろうか、という議論もあったんですが、市の選択は今のままでの都決だということで。今の結果としては、外れた中でまちづくりを考えていっているというのが現状であります。そういった意味においては、小野田委員の御指摘のとおり、ある程度踏み出すんですけども、少し都市計画側で色々な施策提案であるとか、そういったところも踏まえて都市マスに、全部馴染むかどうか分からないけれども、ある程度カバーするような形で提案ができればなというふうに思っているんですけども。

○森杉議長 拡大都市計画区域を設定しなければならない可能性もあるわけですか、これは。

○内海委員 ちょっと、いいですか。

○森杉議長 はい。

○内海委員 この、小野田先生からいただいたお話、私も、毎日そういうことに遭っているんです。というのは、合併する前、広域合併する前はですね、各市町でやってたわけですね。ところが広域合併した。そして都市計画区域っていうのは、その頃はですね、都市計画税を納める地域なわけですね。税金など納めたくない。都市計画税を納めても何のいいこともないと。下水道も来ないとか、実際気仙沼であったんです。ところがですね、今回震災に遭いましてね、都市計画区域内だけがほとんど優遇されているんです。たとえば区画整理事業、この間審議あったような事業、全部これは制度的にできる。そして交付金事業でね、効果促進事業があれば。つまり、1 mも地盤沈下が起きているのが今回の津波の大被害ですが、これは、阪神淡路の火事になって土地は残っているところと違うので進まないんです。これが今回の大災害の、最も重要なポイントなんですけどね。残念ながら、現行の制度ではですね、嵩上げをしてくれる国の補助制度が何もないんです。あるのは、巨大防潮堤の裏側の、漁港区域に指定された地域のみしか嵩上げできない。だから、さっき先生が言ったように、漁村部は何もできないんです。たまたまそれでも、気仙沼に次いで大きい南三陸はですね、都市計画決定があるので、あの町だけはいいんです。ところが、同じ志津川でも、歌津とか戸倉の方は全然何もないから何もできない。これが今一番、被災地の復興が進まない大きな原因になっているんです。国に、何十回陳情しても要望してもなかなか聞いてくれないんですね。実は困っておりまして、私たち県議会でも最大の課題としてですね、ずっと取り上げてきて、運動しているんです。なんとかできないのかな、というのが率直な話で、たまたま被災地において毎日そういうことに遭遇しているので、小野田先生からいいことを言ってもらったので、私も補足して説明した、ということでございます。どうもありがとうございました、先生。よろしく申し上げます。

○小野田委員 被災市街地復興土地区画整理事業を使えないということですよ。嵩上げを可能にする区画整理を都計地域じゃないと使えなくて、魚集、漁村集落防災機能強化事業しか使えなくて。魚集も最初は割と何でもいいですよと言っていましたけれども、だんだん財務省の顔色見て、財布が締められて非常に厳しくなってきたのでほとんどもう使えない状況で、もうなかなか難しいということですよ。そこらへんがうまくいってない原因かもしれませんけれども、もう終わっちゃったことはしょうがない部分もありますけれども、次に向けてっていう部分もありますし、まちづくりは1年2年で終わるものじゃないですから、10年20年ありますから。やはり中心の地域を作ってあげないと、石巻の広域では石巻だけとか、気仙沼の広域では気仙沼だけ、あとは志津川だけみたいな話になっちゃっていいんですか、みたいな話は多分あると思いますね。

○内海委員 ありがとうございました。

○小野田委員 あと、少し、ちょっとだけ前に戻っていいですか。

○森杉議長 どうぞ。

○小野田委員 先ほど、森杉先生が、仙塩広域都市計画道路の取り付けがなんでこんなになっているの、非常にこう、素性が悪いんじゃないかというお話を受けて、私も、土木の設計屋じゃありませんけれども、建築の設計屋というか、設計屋のはしくれとしてなんでこうなるのかな、というのを先生から言われて初めて考えて、ちょっと時間かかりましたけど。

これ、嵩上げしているところに取り付けなきゃいけないくて、かつ、鉄道が、貨物線が通って、貨物線との取り合いがあって嵩上げしているところに付けなければならなくて、道路構造令だと 75 度まで認められますが、公安と協議すると交差点は必ず直角にしろ、というふうに言われるので、直角に取り付けなさいというふうになって、鉄道の下をくぐってきて、ぐっと上がるわけですね。鉄道の下をくぐるところでは地盤のレベルなのでこんなに上げなくていいんですが、鉄道をくぐってすぐ出たところにぶつくと交差点として見通しが悪いので、そこから離せって、おそらく言われたのかなと思いますね。離すと道も上がっちゃうんで、離れたところにおっつけないといけない。そこに 90 度に当てろっていうふうに公安に言われちゃうものだから、こういう不思議な形になるわけですね。設計からいうとこんな形になると分かるんですが、先生がおっしゃるように広域的観点からするといかにもまずい設計なので。

二線堤の代わりをする高盛土道路は仙台市にもできますし、仙台市域内だと県の範囲内から外れますけど、いろんなところで、石巻でも計画してたりするので、こういう事例っていっぱい出てくると思うんですね。みんな、高く盛ったから安心だって言ってますけど、我々設計屋からすると、高く盛ると取り付けがこんなふうにごく難しくなって、道路の設計って公安とかいろんなところと協議しなければいけないからすごく大変なので、こういう都市計画的にはあってはならないことがいっぱい起こりそうなので、そこらへんも少し、県の方から、まあこれは道路事業なので都市計画屋の業務ではありませんけども、やっぱりすごく大きな影響を与えますので、そこらへんちょっと御指導というか、調整というか、何か支援をした方がいいのかな、というふうに思いました。いかがでしょうか。

○事務局（櫻井都市計画課長） ありがとうございます。これ、取り付けに結構苦勞しております。御指摘の石巻の高盛土道路も苦勞しております。可能なかぎりいい形での取り付け、あるいは周辺のまちづくり等を踏まえたものになるように、県といたしましても、都市計画部門としてもお手伝いしていきたいというふうに思っています。他の、周辺の都市計画決定以外の道路も含めて少し整理しなければと思っております。引き続き、調整させていただきますので、よろしく願いいたします。

○森杉議長 今の小野田先生のお話によれば、こんなような道路はここだけでなく今からたくさん出てくるぞと、こういうことですね。ここだけ特別だというのは、先ほどの小野田先生のお話では絶対ありえなくて、どこ行ってもこんなばかり出てくるぞと。盛り土をした道路に取

り付けるときは、こうして斜めにしないと勾配が取れないということですかね。

○小野田委員 これはですね、本当は鉄道のところでぶち当てればいいんですけども、鉄道のところでぶち当てると、道路が鉄道の下をくぐりますから、トンネルをくぐってすぐ交差点になるので、公安は絶対に認めてくれません。構造令でもいけないので、そこから 30 m くらい、この地図でいうと南に、下側に動かしなさいというふうに言われたんだと思いますね。で、動かすと、今度は道路が高くなっていきますから、その高くなっていくのを追いかけて、どんどん上がらなければいけないと。上げ方も、もとある道路に、交差点を垂直に作ることは公安から推奨されていますので、垂直に当てなさいということで、こんな何か不思議な形に、おそろくなるんだと。誰がやってもこうなるんですが。公安の指導と調子でもうちょっと柔らかくなるかもしれませんが、最終的には事故が起こったらどうなるの、みたいなことを言われるので、なかなか難しいですね。高速道路の下をくぐって、鉄道のところを抜けていってという、平面ではなんで、という感じですけど、立体的に見ると、ちょっと設計は難しい感じがしますよね。

○森杉議長 よく分かりました。

○小野田委員 僕が解説してもだめなんですけども。

公安がすごい厳しいので、事故を起こしてはいけないのはすごく分かるけど、本当にそこまで頑張らなきゃいけないのかという事例がいくつかあって。また公安協議が終わったらそこが確定して、あとでいろんな事案が出てきて調整したいんだけど、いったん公安協議が終わってるからもう絶対直せません、みたいなことを言われたりして。まあ、直せるんですけど、これだけ復興の業務が多いからみんな人手をかけられないので直せませんという結論になるわけですけど。

もちろん公安の話はすごい大事なので、道路の形状によって事故率がすごく変わるので、そこは分かりますが、なかなかしんどいんだろうなあっていう気はしますね。はい、感想です。

○森杉議長 たくさんじゃないようにしてください、こういう道路は。

他にございませんか。御意見、御質問。よろしゅうございますか。

[「はい」と発言する者多数あり。]

○森杉議長 それでは、本日の都市計画審議会はこれで終わります。ありがとうございました。

○榎総括 ありがとうございました。以上をもちまして終了いたします。

(午後 3 時閉会)